

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



南知多町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和5年度（2023年度）
～令和12年度（2030年度）

令和6年4月改定
南知多町

■目次

はじめに	1
南知多町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）とは	1
1. 背景	2
（1）気候変動の影響	2
（2）地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
（3）地球温暖化対策を巡る国の動向	2
（4）地球温暖化対策を巡る県の動向	4
（5）地球温暖化対策を巡る町の動向	4
2. 基本的事項	5
（1）目的	5
（2）対象とする範囲	5
（3）対象とする温室効果ガス	5
（4）計画期間	5
（5）上位計画及び関連計画との位置付け	6
3. 温室効果ガスの排出状況	7
（1）「温室効果ガス総排出量」	7
（2）温室効果ガス排出量の主な増減要因	8
4. 温室効果ガスの排出削減目標	9
（1）目標設定の考え方	9
（2）温室効果ガスの削減目標	9
5. 目標達成に向けた取組	10
（1）取組の基本方針	10
（2）取組方法と具体的な取組内容	10
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	15
（1）推進体制	15
（2）点検・評価・見直し体制	17
（3）進捗状況の公表	17

<参考資料>

南知多町環境保全・省エネルギー推進本部設置要綱	18
対象施設及び担当課(室)一覧	20

はじめに



イラスト出展：いらすとや

地球温暖化により、異常気象などさまざまな影響が発生します！！

南知多町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）とは

地球温暖化に伴う諸問題については、世界規模で関心や注目を集めています。

南知多町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律117号）（以下「温対法」という。）第21条第1項にて策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画」であり、本町が行う事務事業により、保有する公共施設等から排出される温室効果ガスや町の職員が取り組む地球温暖化防止対策についてまとめたものです。

この計画に基づき町が率先して地球温暖化対策を推進することで、町民や事業者による取り組みを促進していきます。

1. 背景

(1)気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2)地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などを掲げました。

2018年(平成30年)に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年(令和32年)頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年(令和32年)までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3)地球温暖化対策を巡る国の動向

2020年(令和2年)10月、我が国は、2050年(令和32年)までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年(令和32年)カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年(令和3年)4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度(令和12年度)の温室効果ガスの削減目標を2013年度(平成25年度)比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

さらに、2021年(令和3年)6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。

2021年(令和3年)10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年(令和32年)カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度(令和12年度)において、温室効果ガスを2013年度(平成25年度)から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度(令和12年度)目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度（令和 12 年度）
温室効果ガス排出削減量の目標

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021 年（令和 3 年）10 月には、政府が行う事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度（令和 12 年度）までに 50%削減（2013 年度（平成 25 年度）比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB（用語説明 1）化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

用語説明

1. ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上 100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義しています。

(4)地球温暖化対策を巡る県の動向

愛知県では、2018年（平成30年）2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」（計画期間：2018年～2030年）を策定し、愛知県全体の2030年度（令和12年度）における温室効果ガス総排出量を、2013年度（平成25年度）比で26%減（業務部門としては49.5%減）とし、様々な取組を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかしながら、2020年（令和2年）10月に、国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言して以降、その実現に向けて温室効果ガスの削減目標を引き上げるなど、戦略策定時から社会情勢が大きく変わりました。

こうした状況を踏まえ、2022年（令和4年）12月に「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、2030年度（令和12年度）までに本県の温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減する目標を掲げるとともに、2030年度（令和12年度）までの間に取り組むべき施策の方向を示した「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」を策定しました。

(5)地球温暖化対策を巡る町の動向

本町では、2001年（平成13年）4月に第1次庁内環境保全率先実行計画を策定し、町が排出する二酸化炭素（CO₂）の総排出量、資源エネルギーの使用（電気使用量等）及び廃棄物の排出（可燃ごみの排出量等）について、具体的な目標を掲げ、環境負荷の軽減に向けた取組を進めてきました。

その後、5年ごとに計画の見直しを行いながら、2021年（令和3年）4月に第5次南知多町庁内環境保全率先実行計画を策定し、町が排出する温室効果ガスの削減に向けた取組を進めてきましたが、国が2030年度（令和12年度）の温室効果ガス削減にかかる中間目標を、2013年度（平成25年度）比26%削減から46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されたことから、今回改めて温室効果ガスの削減目標を政府実行計画に合わせ50%として策定するものです。また、新しい計画（本計画）では、地球温暖化対策に取り組む姿勢を明確にするため、名称を、「南知多町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「南知多町事務事業編」という。）に変更しました。

2. 基本的事項

(1)目的

南知多町事務事業編は、温対法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、南知多町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2)対象とする範囲

南知多町事務事業編の対象範囲は、町が行う全ての事務・事業とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外としますが、可能な限り受託者に対して、南知多町事務事業編の趣旨に沿った取り組みを実行するように要請します。(なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。)

(3)対象とする温室効果ガス

南知多町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、国が定める 6 種類の物質のうち、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄) 及び一酸化二窒素 (N₂O) の 3 種類を対象とします。

ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)、については、本町からの排出量が極めて微量で、かつ排出量の把握が困難であるため、対象外とします。

	温室効果ガス種類	主な発生源
対象	二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料 (石炭や石油など) の燃焼
	メタン (CH ₄)	ゴミの埋立や下水処理、家畜の腸内発酵やふん尿
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ガソリンの燃焼、窒素肥料
対象外	ハイドロフルオロカーボン (HFC) 全19種類	エアコンや冷蔵庫の冷媒、エアゾール製品の噴射剤
	パーフルオロカーボン (PFC) 全9種類	半導体の製造
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガス

表 2 温室効果ガス種類・主な発生源

(4)計画期間

2023 年度 (令和 5 年度) から 2030 年度 (令和 12 年度) 末までを計画期間とします。また、計画開始から 4 年後の 2027 年度 (令和 9 年度) に、計画の改定を行います。

項目	年度									
	2013	...	2023	2024	2025	2026	2027	...	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始			見直し検討	計画改定		目標年度	
計画期間										

表 3 計画期間のイメージ

(5)上位計画及び関連計画との位置付け

南知多町事務事業編は、温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び南知多町総合計画に即して策定します。

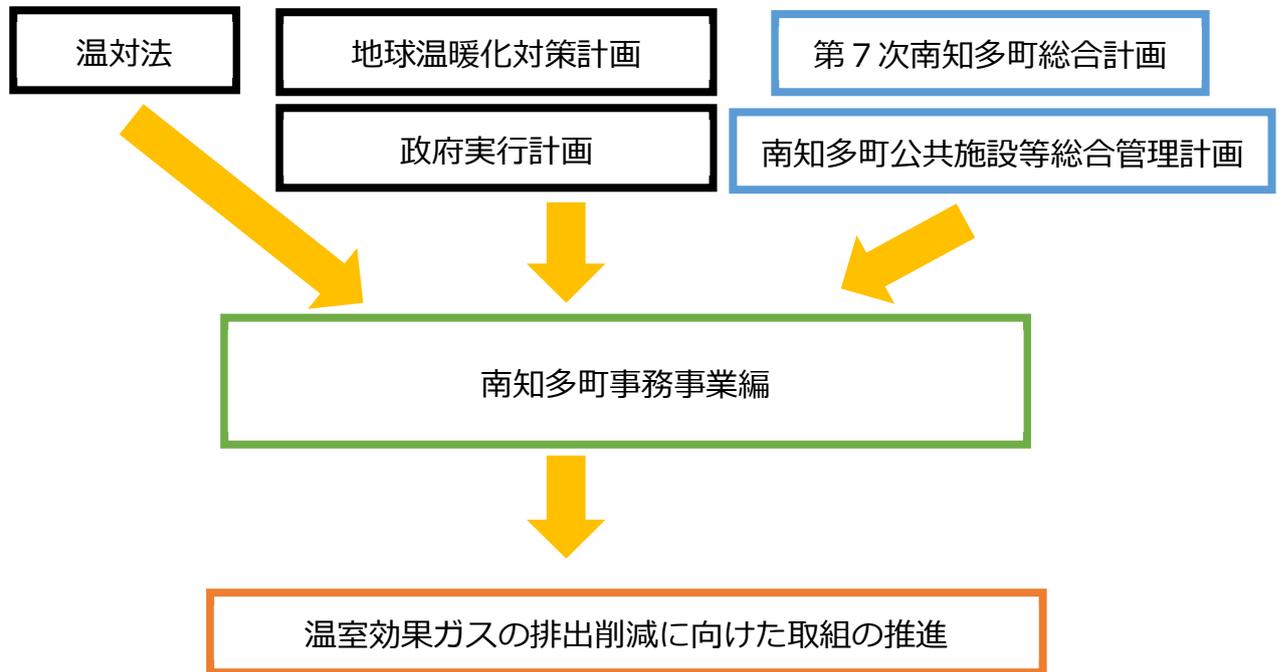


図 1 南知多町事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

南知多町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、2021年度（令和3年度）において、1,735t-CO₂となっています。

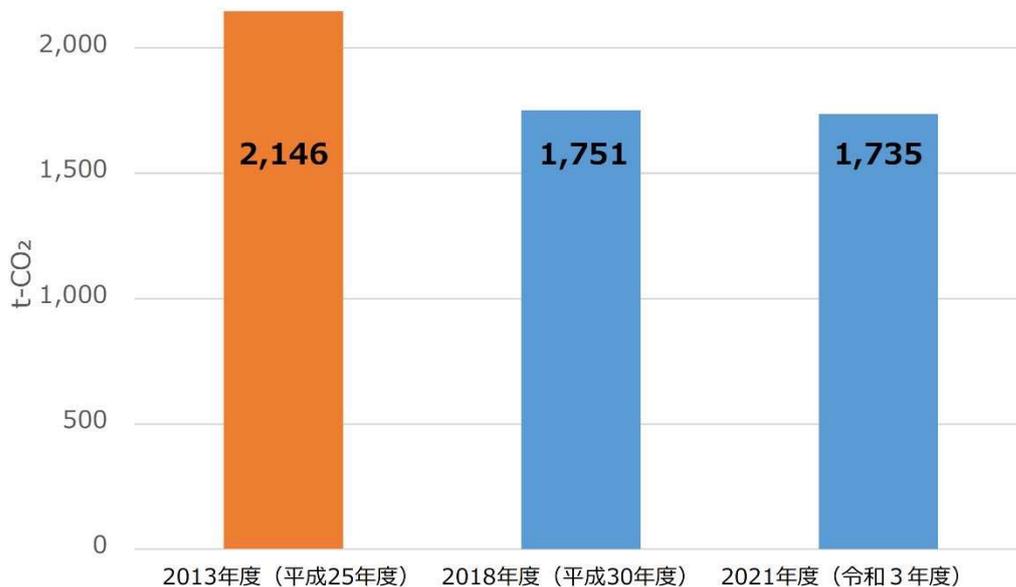


図 2 南知多町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、学校教育系施設が全体の 29.3%を占め、次いで上下水道等の供給施設 21.9%、道路照明や公用車などの施設以外でエネルギーを消費する設備等 20.3%、庁舎などの行政系施設 12.6%などとなっています。

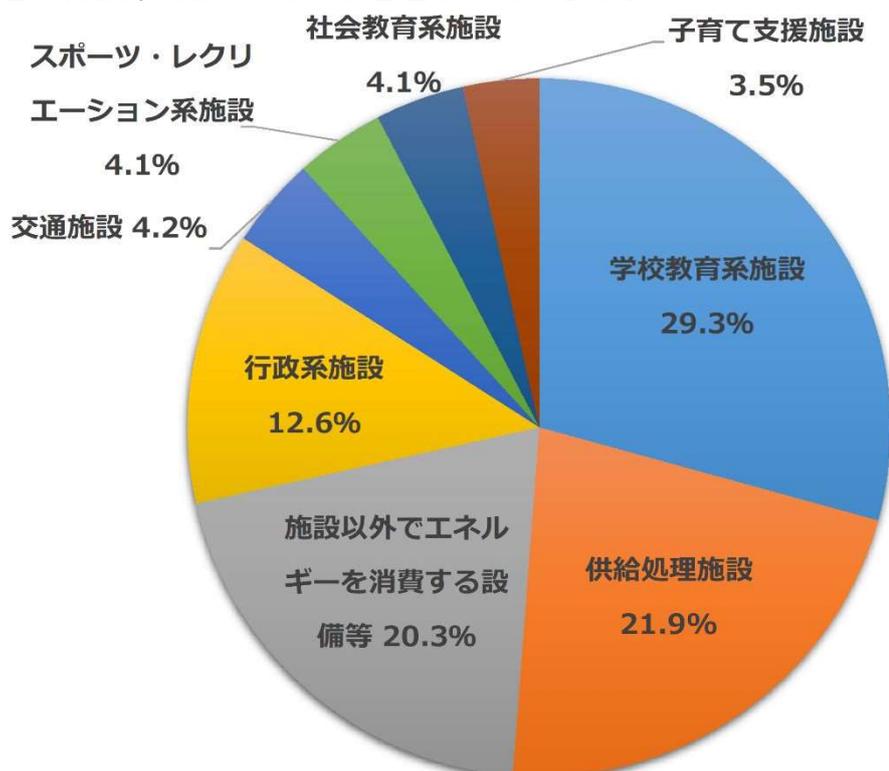


図 3 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合
(2021年度 (令和3年度))

また、エネルギー種別では、電気が全体の 70.9%を占め、次いで軽油 16.4%、ガス（LPG） 5.5%などとなっています。

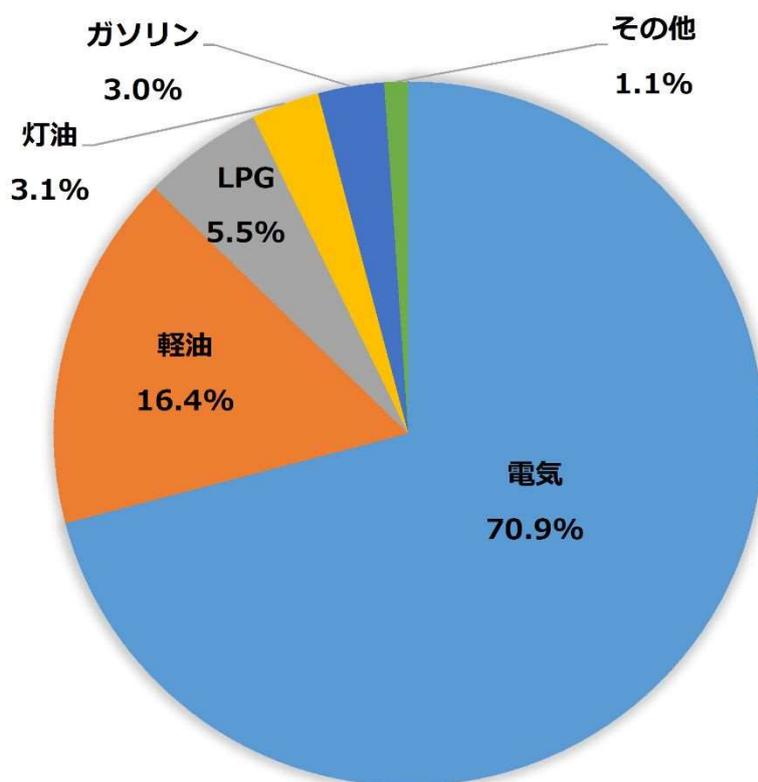


図 4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合
(2021 年度 (令和 3 年度))

(2)温室効果ガス排出量の主な増減要因

町が行う事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の主な増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 小中学校へのエアコンの導入
- 防災センターの設置
- コロナ対策による換気しながらの冷暖房設備の使用
- 設備機器の老朽化による電力消費量の増
- 海っ子バスの路線延長などによる増

② 減少要因

- 庁舎等照明の LED 化
- 設備機器の省電力機器への買替
- 庁舎内の節電（昼休み中の消灯など）
- 適切な服装による冷暖房の節電
- 毎週水曜日のノー残業デー実施

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、町が行う事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

国は、2050年（令和32年）のカーボンニュートラル実現を表明した上で、2021年（令和3年）4月に地球温暖化対策推進本部の会合で、2030年（令和12年）までの国全体の温室効果ガスの削減目標を、2013年（平成25年）と比較して46%削減とすることを表明しました。

また、2021年（令和3年）10月に政府実行計画を閣議決定し、政府が行う事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度（令和12年度）までに50%削減することを目標としました。

これらを踏まえ、目標年度である2030年度（令和12年度）に、基準年度である2013年度（平成25年度）比で50%削減することを目標とします。

項目	基準年度 2013年度 (平成25年度)	目標年度 2030年度 (令和12年度)
温室効果ガスの排出量	2,146t-CO ₂	1,073t-CO ₂
削減率	-	50%

表 4 温室効果ガスの削減目標

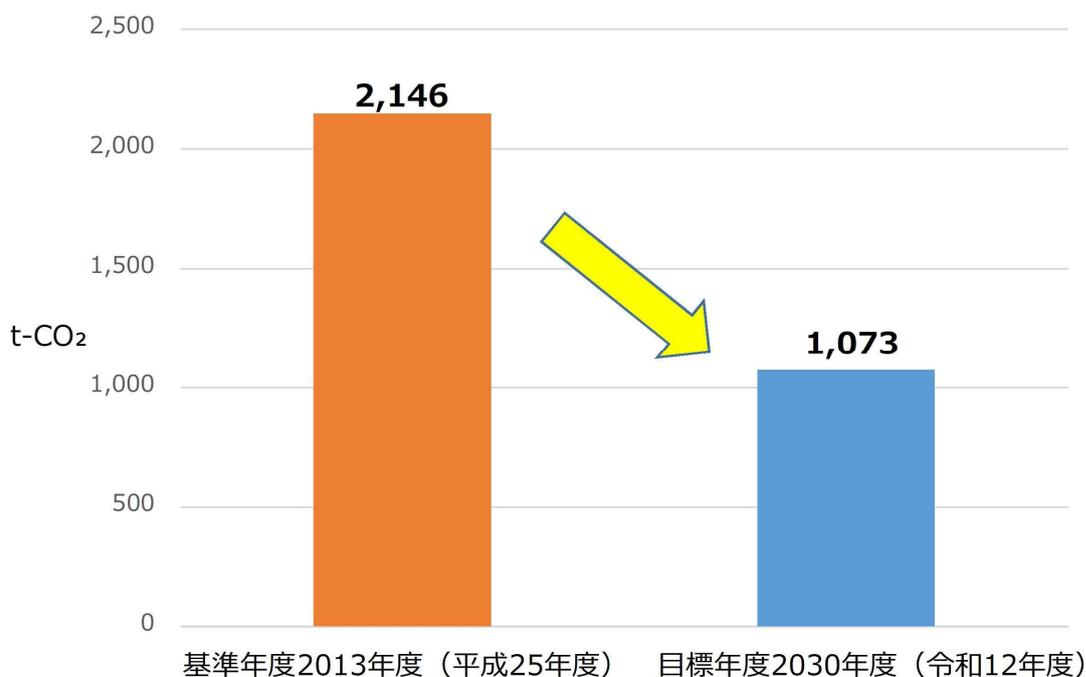


図 5 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1)取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と軽油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。特に、電気使用によるものが70.9%（2021年度（令和3年度）時点）を占めていることから、電力に係る温室効果ガス排出量について対応策を検討することが、目標達成のために効果的であると考えられます。

また、町公共施設等総合管理計画では、2050年度（令和32年度）までに施設総量を床面積比で50%と設定し、約50,000㎡縮減することを目標としているため、2023年度（令和5年度）に策定される町公共施設再配置計画も踏まえて取組を進めていく必要があります。

(2)取組方法と具体的な取組内容

1. ZEB化等の建築設計、再生可能エネルギー・高効率設備導入の推進

① 取組方法

町の公共施設については、老朽化した施設が多く、町公共施設等総合管理計画及び現在策定中の町公共施設再配置計画により計画的な縮減及び更新、修繕を予定していますが、施設設計や設備内容によって温室効果ガス排出量は大きく変わることから、国が推奨するZEB化、木材利用等の環境に配慮した建築設計や、太陽光発電を主とした再生可能エネルギーの導入・高効率設備の導入を推進します。

② 具体的な取組み内容

ア 新築施設においてZEB化、再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入、木材利用及び省エネルギー化を積極的に検討し、環境に配慮した建築設計を実施します。

イ 町公共施設再配置計画により縮減の対象とならなかった既存施設のZEB化、再生可能エネルギー・省エネルギー設備導入についても積極的に検討するとともに、断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入により、断熱性能の向上を目指します。

ウ 再生可能エネルギーを導入する場合は、自己購入、PPAモデル（用語説明2）等の様々な方法を検討します。

用語説明

2. PPAモデル

事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料をPPA事業者を支払うビジネスモデル等を想定しています。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがありますが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要です。

エ 省エネルギー診断の活用及びその結果に基づく費用対効果の高い合理的なハード対策を推進します。

オ 既存照明の更新時において、LED等の高効率照明の導入を推進し、2030年度（令和12年度）時点で全照明機器の高効率照明化を目指します。

カ 機器導入・更新時において、ヒートポンプ式給湯器、潜熱回収型給湯器、家庭用燃料電池（エネファーム）等の高エネルギー効率機器の導入を検討します。

2. 次世代自動車の率先導入

① 取組方法

エネルギー効率に優れる次世代自動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）等）について、町が率先導入に努めることで、温室効果ガス排出量の削減並びに事業者及び町民への普及啓発を図ります。

② 具体的な取組み内容

公用車の導入又は更新時には、使用用途や費用対効果を踏まえつつ、可能な限り次世代自動車の導入に努めます。

3. 組織及び職員の取組み

① 取組方法

町の施策や事業全体で温室効果ガス排出量削減を図っていくためには職員一人一人の環境意識の向上や、組織全体での協力体制が必要となることから、組織及び職員に対する具体的な環境に対する取組み内容をまとめるとともに、行動につなげるための意識啓発に努めます。

② 組織及び職員における具体的な取組み

ア 物品の購入に関する取組

紙製品の購入	
印刷・情報用紙は、「印刷・情報用紙」購入ガイドラインに基づき、用途に応じてできるだけ環境への負荷の少ない製品を購入する。	
紙製品、印刷物等は「古紙リサイクル適性ランクリスト」規格のBランク以上を基準とし、仕様書に明記する。	
印刷物、用紙類等は再生することを想定し、プラスチックコーティングなどの特殊コーティングがされていないものとする。	
トイレトーパー、ティッシューパー等は、原料が古紙 100%の製品を購入する。	
事務用品の購入	
廃木材、間伐材、廃プラスチック等の再生材料から作られた製品を購入する。	
グリーン購入法適合品や、エコマーク等環境ラベルのついた製品を購入する。	
納入にあたり過剰包装にならないよう業者に要請する。	
使用後は、リサイクルしやすい又はできる製品を購入する。	
使い捨て製品の購入はさけ、又は使用しない。	
事務機器、電気製品の購入	
OA機器は省エネ及びリサイクルが可能で環境への負荷の少ないものとする。	
電化製品は省エネ及びリサイクルが可能で環境への負荷の少ないものとする。	

イ 自動車に関する取組

公用車の利用合理化	
法定点検以外に定期的な車の整備、タイヤ空気圧調整等を励行する。	
行き先が近距離の場合は、徒歩又は自転車利用を励行する。	
公用車の適正利用、適正台数に努める。	
不要な荷物等を載せたままの走行は控える。	
公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践する。	
自動車の利用の自粛	
勤務地に近距離の職員は、徒歩又は自転車利用を励行する。	
移動の際には公共交通機関を積極的に利用する。	
マイカー使用の自粛を励行する。	

ウ 庁舎、施設の管理に関する取組

省エネルギーの推進	
	再生可能エネルギー電力の調達について検討する。
	事務室等の室内温度は、冷房 28℃暖房 20℃を目安に設定管理する。
	空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させる。
	昼休み中及び時間外勤務時は、必要な照明のみを点灯し、使っていないOA機器等の電源は切る。
	執務時間中、必要としない照明は消灯又は一部消灯とする。
	OA機器、複写機、照明器具等は、随時省エネ型に更新する。
	ガス給湯器の種火は、必要時以外は消しておく。
	ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整する。
	ブラインド、カーテンの有効利用により、室内の明るさ、室温を調整する。
	ミナミチタスタイル（用語説明 3）で、夏は涼しく、冬は暖かい働きやすい服装を推進する。
	ノー残業デー（毎週水曜日）を実施し、定時の消灯・空調オフを徹底する。
	職員のエレベーター利用を控え、階段の利用を徹底する。
	離席時には、ノートパソコンの蓋を閉じる。
	電気製品のコンセントは、退庁時に抜き、待機電力削減に努める。
水道水の節水	
	水道の流しっぱなし防止を徹底し、節水に関する意識の向上を図り、日常的な節水の徹底に努める。
	水栓に節水コマを取り付ける。
紙類の使用削減	
	パソコン、タブレット端末を使用するなど、事務及び会議のペーパーレス化を徹底する。
	両面印刷、両面コピーを徹底し、使用枚数の削減をする。
	会議資料の簡素化、縮小化、資料の共用化に努め、資料持ち帰り用封筒の配布削減に努める。
	使用済みの紙をメモ用紙等に活用する。
	片面印刷済用紙を積極的に使用する。
ごみの減量化、リサイクルの推進	
	事務用品は、大切に使用し節約に努める。
	使用済み封筒は、再利用する。また、再利用後は分別しリサイクルに努める。
	コピー機、プリンターのカートリッジを回収し、リサイクルに努める。
	詰め替え可能な製品を積極的に利用し、廃棄物を減らし、製品の長期使用に努める。
	庁内、庁外施設において、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、かん等の分別を徹底し、リサイクルに努める。
	未使用等の事務用品を回収し、配布、再利用する。
	資料、カタログ類は必要なもの以外は受け取らないよう努める。
	私物ごみは持ち帰る。
化学物質の適正管理及び処理	
	廃棄する公用車、電化製品等の特定フロンを適切に回収、処理されるよう配慮する。

緑化、美化の推進

公共施設の緑化を推進し、美化に努める。

工 職員の意識改革

職員への意識啓発・研修

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させる。

環境保全・省エネルギー推進員による職員への意識啓発に取り組む。

地球温暖化防止に資する職員向けの研修会を実施する。

用語説明

3. ミナミチタスタイル

ミナミチタスタイルとは、働き方改革が進む中で、働きやすく業務能率を高めることで町民サービスの向上につなげることを目指して、一年を通じてノーネクタイやスニーカー（運動靴）での勤務を可能とした取組です。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

南知多町事務事業編を推進するために、町長を本部長とする「南知多町環境保全・省エネルギー推進本部」を設置します。また、各課・室等に「環境保全・省エネルギー推進員」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 南知多町環境保全・省エネルギー推進本部

町長を本部長、副町長、教育長を副本部長、各部長を本部員、まちなみ環境課を事務局として図6のとおり本部を構成します。南知多町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、南知多町事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 南知多町環境保全・省エネルギー推進部会

建設経済部長を部会長とし、各課室の長で構成する部会を設置します。温室効果ガスの排出抑制のための施策の具体的な検討を行うとともに、実施状況の確認、点検、見直し及び今後の計画について検討し、推進本部へ報告します。

③ 南知多町環境保全・省エネルギー推進本部事務局

まちなみ環境課長を事務局長とし、まちなみ環境課職員で構成します。事務局は、推進本部の運営全般を行います。

また、各課室の実行状況を把握するとともに、推進本部及び部会に報告します。

④ 環境保全・省エネルギー推進員

各課室に1名配置します。基本的に、各課室の主幹以下とします。各課室において取組を推進し、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）へのデータ入力や取組の推進状況を事務局に定期的に報告します。

南知多町庁内環境保全・省エネルギー推進組織体系図

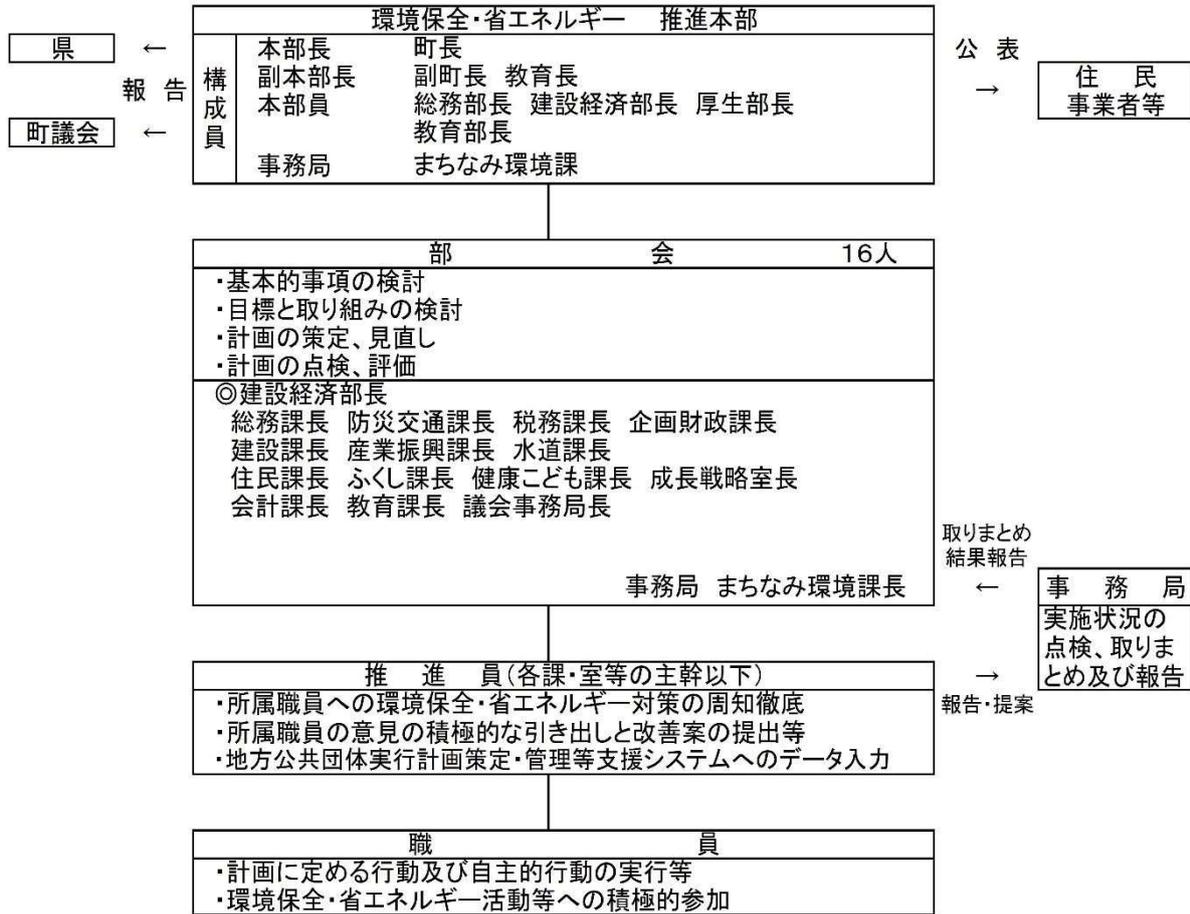


図 6 南知多町環境保全・省エネルギー推進組織体系図

【南知多町環境保全・省エネルギー推進本部設置要綱（第6条関係）】

(2)点検・評価・見直し体制

南知多町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、南知多町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

南知多町事務事業編の進捗状況は、環境保全・省エネルギー推進員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して部会及び推進本部に報告します。推進本部は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

部会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、2026年度（令和8年度）に計画の見直しを行い、2027年度（令和9年度）に南知多町事務事業編の改定を行います。

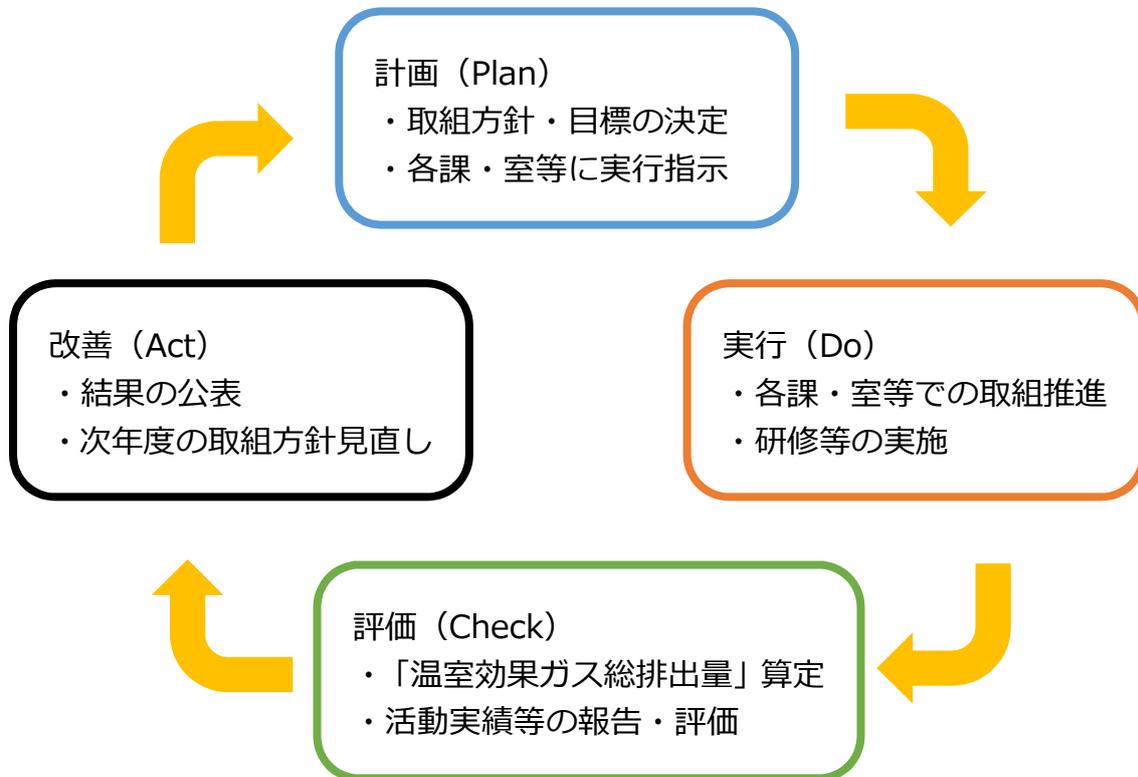


図 7 毎年のPDCAイメージ

(3)進捗状況の公表

南知多町事務事業編の進捗状況は、南知多町の広報や公式ホームページ等で毎年公表します。

南知多町環境保全・省エネルギー推進本部設置要綱

(設置)

第1条 南知多町自らが環境保全・省エネルギーに係る具体的な活動方策や、温室効果ガスの排出抑制などの数値目標を示し、率先して行動するとともに、町民・事業者へ環境に配慮した自主的な取り組み活動を進めることで、町全体の環境負荷の軽減、地球温暖化対策に寄与するため、南知多町環境保全・省エネルギー推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定、実施及び運用に関すること。
- (2) その他実行計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じ召集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めた時は、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(部会等)

第6条 第2条各号に規定する所掌事項を円滑に遂行するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、本部長の指名する者で構成し、構成員は別に定める。
- 3 計画の取組を推進するため、課及び室等に推進員を置くことができる。
- 4 推進員は、課及び室等の主幹以下の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、まちなみ環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本 部 員
総 務 部 長
建 設 経 済 部 長
厚 生 部 長
教 育 部 長
事 務 局

対象施設及び担当課(室)一覧

施設番号	施設名 (大分類)	担当課名
1	南知多町役場	総務課
2	公民館	教育課
3	総合体育館	
4	運動公園	
5	小学校	
6	中学校	
7	給食センター	
8	観光センター	産業振興課
9	師崎港駐車場	
10	保育所	健康こども課
11	子育て支援センター	
12	防災センター	防災交通課
13	消防団施設	
14	街路灯 (交通安全灯)	
15	防犯カメラ	
16	赤色回転灯	
17	防災行政無線	水道課
18	配水池等水道施設	
19	日間賀島集落排水中継ポンプ及び枳ポンプ	
20	日間賀島浄化センター	建設課
21	公園及び道路照明	
22	公用車 (海っ子バス、消防団車両含む)	所管する各課(室)

※各施設の詳細については次ページ以降をご覧ください。